

年	組	名前
---	---	----

### 商標登録に「再チャレンジ」



大分県が掲げる観光PRのキャッチフレーズ「おんせん県おおいた」とロゴマークが近く商標登録される見通しとなった。県は昨年、特許庁に「おんせん県」で商標登録を申請したが「温泉がある他県にも当てはまる」と却下された。これを教訓にフレーズに県名を加え、ロゴと組み合わせたデザインで「再チャレンジ」。7日に登録を認める通知書が届いた。

申請したキャッチフレーズとロゴマークを登録した



### おんせん県おおいた

## 県名とロゴをプラス

県としては、商標登録は18万8千円を納めれば手続名称を法的に保護し、第三者の独占使用を防ぐのが狙い。特許庁は5月、「おんせん県」について「多数の温泉がある県」程度の意味にとどまるとし、商標登録の要件には当てはまらないとの判断を示していた。県はこの反省を踏まえて地域を特定する「おおいた」を追加。湯おけと立ち上る湯気で「OITA」と温泉をアピールする独自のロゴマークとセットとし、同月末に再出願したという。県観光・地域振興課によると、名称の利用と保護する範囲は▽土産物の菓子▽企画旅行▽娯楽、宿泊、入浴施設の提供▽主に観光関連の5区分。特許庁から登録査定の通知は4日付。今後30日以内に登録料を



「おんせん県おおいた」は、県に許可申請すれば無償で使用できる。県による付けから順調に伸び、9月末時点で145件。主に土産品や県産品のパッケージ、ビジネスで使う名刺など。地域も特定されるし、ロゴ

(2013年10月8日朝刊1面)

大分県が掲げる観光PRのキャッチフレーズ「おんせん県おおいた」とロゴマークが近く商標登録される見通しとなりました。

①昨年申請した「おんせん県」を却下した特許庁の判断は、何だったでしょう。

.....

.....

.....

.....

②今回申請が認められた理由は、何だと考えられますか。

.....

.....

.....

.....

③このキャッチフレーズを活用する方法を考えよう。利用範囲の5区分でアイデアを出そう。

.....

.....

.....

.....